

Plan(計画)

No	困りごと(事象)		原因 (分析)	どうやったらクリアできるか (仮説)	具体的な取り組み			評価 予定時期
	内容	誰が			誰が	いつ	どうやって	
<1501	入所施設を利用できない	当事者	・国方針で新設が不可 ・現入所者重度・高齢化で滞留	・規制の緩和 ・高齢施設への移行推進 ・グループホーム増やす	くらし部会	・未定	ケアマネとの情報交換の実施を検討 障害福祉計画など行政計画に載せる。	・2015年度末 ・2016年度末 ・2017年度末
<1502	グループホームを利用できない	当事者	・GH設置が困難 国庫補助獲得困難、消防法厳格化等 ・GHの安定運営が困難 小規模で重度の方の支援経営困難、夜間支援体制確立困難 ・最重度の方 利用困難 大声、飛び跳ねる方等	・柏原市独自の設置基準作成 ・個別課題は事例検討を実施 ・少ない人員配置で支援にあたる世話人等へのフォロー・研修の実施	くらし部会	・2016年度中 ・毎回の部会	・検討会の設置 ・事例検討会議 ・世話人交流会の実施	・2015年度末 ・2016年度末 ・2017年度末
<1503	ショートステイが利用できない	当事者	・入所併設型慢性的に一杯 ・単独型経営困難	・上記、GH課題の対応 ・報酬単価UPと規制の緩和	くらし部会	・2016年度中	・検討会の設置 ・保留	・2015年度末 ・2016年度末
<1504	行動障害があることで、サービスを利用しにくい	当事者	・児童期からの支援不備 ・対応方法の整備が出来ていない。	・子どもの頃からのサポート体制が必要なので他の部会との連携が必要。	くらし部会	・課題整理会議において他の部会と協議する。	・具体的な項目の整理	・2016年度末
<1505	啓発 後見人が選任されていないため、サービスをスムーズに利用できない	当事者	・必要性の認識が乏しい	・協議会全体としての研修内容として提案	くらし部会	・2016年度中	・提案書の作成、提出	・2016年度末 ・2017年度末
<1506	地域 地域との交流や外出をする機会が少ない	当事者	・ヘルパー休日確保困難 ・男性ヘルパー確保困難 ・障害者の生活の様子や障害特性、支援方法などが地域住民に知られていない	・ヘルパー事業所との具体的なニーズのすり合わせから始める ・民生委員・福祉委員など地域の方との繋がりを作る。 ・高齢者サロンなどの地域資源の活用	くらし部会	・2016年度中	・ヘルパー事業所とのすり合わせの実施 ・民生委員定例会のミニ研修での報告。 ・高齢者サロンへの参加	・2016年度末 ・2017年度末
<1605	資源不足 日中活動のサービス終了後に後使えるサービスが無く家族の就労に影響が出る	当事者	送迎、職員の勤務時間、配置基準などにより、日中活動の終了時間が早い	日中施設の利用時間の延長ができる仕組みづくり	・事務局	・課題整理会議において他の部会と協議する。	課題整理の際に日中就労部会に依頼	・2016年度末 ・2017年度末

＜1701	制 度	グループホームに土日の 昼間、支援員がいない。	当事者	グループホームは主に夜間の 支援を想定されたサービスであ り日中の職員配置を求められて いない。平日であれば同一法人 内の日中活動との調整で対応 できるが、日中活動が休みの土 日は、職員配置が困難になる。	土日など休日の支援に対して の職員配置加算など、対応可 能な制度にする。	全体会		障害福祉計画など 行政計画に載せ る。	・2017年度 末
＜1702		スプリンクラーの設置 義務によりグループ ホームの設置が難しく なる。	当事者	総合支援法と消防法の目的の 違いにより、地域の生活拠点と なる、グループホームに施設と しての安全性が求められるよう になったため。	現実に合わせて消防法の運 用。消防法と総合支援法 の摺合せ。	全体会		障害福祉計画など 行政計画に載せ る。	・2017年度 末
＜1703		グループホームの小規 模施設化	当事者	重度の方は、スプリンクラーの 設置されたホームしか利用でき ない。ためスプリンクラーの設 置が困難な賃貸借りの上げの ホームは利用できない。スプリ ンクラーを設置することを考える と、費用負担もあり経営上10名 規模のホームを設置することに なす	スプリンクラー設置費用に対する 経済的援助。 賃貸住宅型グループホームに対応 した法整備	全体会		障害福祉計画など 行政計画に載せ る。	・2017年度 末